

令和7年9月18日

著作権法に基づく指定補償金管理機関の指定・登録確認機関の登録の申請の受付を開始します

文化庁は、著作権法第104条の19第1項に基づく指定補償金管理機関の指定及び同法第104条の34第1項に基づく登録確認機関の登録の申請を受け付けます。

1. 指定補償金管理機関の指定の申請

(1) 申請受付期間

令和7年9月19日～10月10日（18:00必着）

(2) 申請要領等

申請要領 : https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/pdf/94271601_01.pdf

申請書書式 : https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/excel/94271601_01.xlsx

(3) 審査及び指定について

提出された申請書類を基に審査を行い、1の者を指定します。指定は令和7年10月下旬頃を予定しています。詳しくは申請要領を御確認ください。

2. 登録確認機関の登録の申請

(1) 申請受付期間

令和7年9月19日～（随時受付）

(2) 申請要領等

申請要領 : https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/pdf/94271601_02.pdf

申請書書式 : https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/excel/94271601_02.xlsx

(3) 審査及び登録について

提出された申請書類を基に審査を行い、要件を満たす場合には順次登録を行います。
詳しくは申請要領を御確認ください。

(参考)

令和5年通常国会 著作権法改正について

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r05_hokaisei/

(お問合せ)

担 当：文化庁著作権課著作物流通推進室振興係

電 話：03-5253-4111（内線 2983）

Eメール：chosakuisin@mext.go.jp